

「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」  
開催等業務

業務仕様書

令和 8 年 6 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」開催等業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務件名及び数量

「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」開催等業務 一式

### (2) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月15日まで

### (3) 予算額

6,202千円以内（税込）

## 2 「いわてネクストジェネレーションフォーラム」の催事内容

### (1) イベントミッション

地域の理想の将来像を若者自らが主体的に考え、行動している姿を広く発信し、企業や大人世代が若者の行動を理解し応援していく場として開催する。

また、復興事業により交通ネットワークの形成やまちづくりが進むとともに、復興・防災をテーマとした交流が活発になり、さらには「みちのく潮風トレイル」や「三陸ジオパーク」、三陸の豊かな食などを通じた交流人口の拡大が期待される「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」エリアを舞台に、若者だけでなく、企業や地域づくり団体等、地域に関わる様々な主体がともに考え議論した結果を大会メッセージとし、県や市町村、企業等の新たな施策や企業の取組等に反映させることをミッションとするもの。

### (2) 全体テーマ

若者とともに考える「若者に選ばれる地域」

※ ただし、実行委員会の意見等を踏まえ、今後変更となる可能性があること。

### (3) 本業務で対象とする「若者」及び「若者関係団体」

本業務で対象とする「若者」は、概ね高校生から39歳までの男女とし、「若者関係団体」は、当該「若者」が主体となって活動している団体をいう。

### (4) メインイベント

#### ア 開催期日

令和8年11月23日(月・祝)

#### イ 開催場所

釜石市民ホールTETTO（釜石市大町一丁目1番9号）及び釜石情報交流センター・釜石PIT（釜石市大町一丁目1番10号）



(ウ) 会場の実施内容（想定）

実施内容	時間
<b>1 メイン会場</b>	
(1) 開幕イベント【10時30分～10時50分】	-
(2) 県事業との連携イベント【10時50分～13時00分】 岩手県政150周年記念事業次世代人材育成プログラム関連企画 等	-
(3) 基調講演・パネルディスカッション等【14時～17時00分】	
ア 基調講演 ※1名ないし2名を予定 (テーマ例)「地域と若者のかかわり」	60分
イ ワークショップ成果発表 (テーマ例)「三陸地域・岩手が、さらに若者に選ばれる地域になるために自分たちがすること、次の世代に伝えたいこと」	20分
ウ パネルディスカッション (テーマ例)「若者に選ばれる地域になるために」	70分
(4) 閉幕イベント（大会メッセージ発表・閉会宣言） 【16時50分～17時00分】	-
<b>2 サブ会場</b>	-
(1) 実行委員会企画イベント【終日】 いわて若者カフェ企画、マイプロジェクト交流 等	
<b>3 その他</b>	
(1) ブース出展 地域活動・団体活動の紹介、いわて若者カフェ企画との連動による展示等を想定	-
(2) オンライン発表 地域活動・団体活動の紹介やダンス、演劇、歌、映像上映などのパフォーマンスを想定	-

(エ) 各イベントの詳細

i 基調講演

【講師】（調整中）

【内容】復興などを契機に岩手県に関わった経験、若者の挑戦の応援、外から見た岩手の魅力などについて考えるきっかけとなる講演を想定

ii ワークショップの成果発表

ネクジェネいわて2024及びネクジェネいわて2025の大会メッセージを参考に、「若者が望む理想の働く場や暮らし方とは何か」、「そのために、自分たちで何をすべきか、次の世代の若者に何を伝えたいか」「行政や企業、地域社会に何をしてほしいか」等を議論し、その結果を本イベントで発表する。

【事前ワークショップの実施】

1 検討テーマ

「三陸地域が、さらに若者に選ばれる地域になるために」（予定）

2 構成員

釜石市周辺在住の若者10名程度（学生、若手経営者・社員、NPO職員、地域おこし協力隊員等）を想定

3 スケジュール

8～10月に釜石市内で3回程度の開催を想定

※ 実施に当たっては「フューチャー・デザイン」の手法を用いる等、若者が見据える将来に向けて実行すべきことを具体的に導き出せるように工夫してください。

### iii パネルディスカッション

【コーディネーター】別途調整

【パネリスト】ワークショップ成果発表者 ほか

【コメンテーター】基調講演講師及び知事

※ コーディネーター及びパネリストについては、県と受託者が別途協議して決定する。

### iv 実行委員会企画イベント

地域づくり等に取り組む若者団体の代表などで構成する「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」実行委員会（以下「ネクジェネ実行委員会」と表記。委員は8人程度を想定。県内の若者団体に詳しい方等からアドバイスをもらって人選いただくのが望ましいこと。）を組織し、関連イベントの企画運営を担当させること。

(例)・ 高校生の探究学習の発表（マイプロジェクトとの連携）

### v ブース出展団体例

(i) 一般募集团体（地域で課題解決等の様々な活動をしている若者、若者関係団体、地域おこし協力隊、学校、企業（北いわてエリア中心））

(ii) 県関係団体等

- ・ いわて若者チャレンジ補助事業活用団体
- ・ いわて若者交流ポータルサイト「コネクサス」登録団体
- ・ 岩手県紹介（いわて移住定住ポータルサイト、広域振興局、地域活性化等の課題解決に取り組む企業・団体、若者を支援する企業・団体）等・・・・・・数件程度

### vi オンライン発表団体例

一般募集团体（地域での様々な活動をしている若者、若者関係団体、学校）

## (5) その他イベント

### ア 事前PR活動等

(例)・ 大学内インフォメーションでの周知

- ・ 若者イベント（インターネット開催含む）でのPR活動

### イ 出演・出展団体を対象とした事前説明会

### 3 委託業務内容

#### (1) 本体業務

上記2に掲げる催事に係る一連の業務

- ア 出演者・出展者（講師・パネリストを含む）の調整・管理業務（一般公募については募集・選考を含む）
- イ 一般来場者への開催案内（ポスター・チラシ等の作成・配布・インターネット（SNS含む）等による開催周知を含む）、当日来場者案内用リーフレットの作成
- ウ 関係機関・出演者（講師、パネリスト、コーディネーターを含む）、会場管理者等との連絡調整
- エ ステージ運営管理（音響、照明、司会、進行、出演者案内、音楽著作権利用申請、安全管理等一切の業務）
- オ 展示等運営管理（ブース施行、安全管理等一切の業務）
- カ インターネット配信（インターネット回線引込工事、配信機材の手配、原状回復含む）  
なお、音楽著作権等の取扱により、インターネットによる動画配信ができない発表等については、配信を行わない。
- キ 開幕・閉幕イベント、講演・パネルディスカッション、連携イベントの企画・運営管理（ゲストの招聘を含む）
- ク ネクジェネ実行委員会によるイベントの企画運営及び「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」全体の広報・参加者確保の取組
- ケ 「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」開催期間中における一般来場者案内用の横断幕、立て看板、案内パネル、案内板等の製作・設置
- コ 各イベント来場者数のカウント及び集計結果のとりまとめ（インターネット視聴者含む。）
- カ スタージイベント（開幕・閉幕イベント、講演、パネルディスカッション）のシナリオ作成及び進行、懇談録・講演録の作成
- シ スタージイベント（開幕・閉幕イベント、講演、パネルディスカッション）、オンライン発表及びブース出展、企画イベント等について、県ホームページ及びインターネットへの掲載を目的とした動画の編集
- ス 次年度以降の開催の参考とするための、一般来場者、出演者、出展者、ボランティア等へのアンケートの実施、クロス集計等による分析（イベントへの満足度及びイベント参加前後の意識変容・行動変容の項目を入れること。）
- セ 上記業務の統括

## 【留意事項】

### 1 共通

- (1) 県と随時打合せの上、10月22日(木)を目途に運営・安全管理を行う者が使用する「イベント運営マニュアル」及び構成台本(完成済みのもの)を提出すること。また、「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」開催期間中(準備、後片付けを含む。)は、各会場に運営・安全管理等に要する人員を適切に配置すること。
- (2) 運営・安全管理を行うための補助的な人員について、ボランティア又は本業務仕様書3(2)イでの人員協力によるもの等も可とし、この場合、事前説明会の実施等により本業務仕様書の要求を満たすものとする。
- (3) 全イベントを通じて、発表者と観客及びインターネット視聴者が双方向で意見交換や交流が行われる企画となるよう工夫すること。
- (4) 企画運営に当たっては、ネクジェネ実行委員会をはじめ、出演・出展団体の提案を取り入れるよう努めること。

### 2 講演・パネルディスカッションの実施

- (1) 県が提示する講師及びコーディネーター、パネリストと協議の上、受託者においてシナリオ等、企画運営を担当すること。
- (2) 会場全体を含む活発な意見交換、盛り上がりが見られる工夫を企画提案すること。

### 3 ブース出展・オンライン発表の実施

オンライン発表者については、多くの視聴を促す見せ方等を工夫するとともに、出展者と一般来場者及び参加者同士等の交流が活発となる企画とすること。

### 4 受託者による企画イベント(実行委員会イベント・連携イベント)の実施

- (1) イベントについては、全体テーマとの連動や、若者に関心が高く、来場者及びインターネット視聴者等が参加・交流できるような内容とすること。
- (2) イベントの企画に当たっては、本業務仕様書2(4)及び(5)を参考とすること。

### 5 一般来場者案内用の横断幕、立て看板、案内パネル、案内板等の製作・設置、誘導係員の配置

会場周辺に到着した一般来場者が、迷うことなく目的の会場に到達し、複数の会場を回ることができるよう、必要な情報を盛り込んだ看板等を必要な位置に設置すること。

### 6 一般来場者、インターネット視聴者、出演者、出展者、ボランティア等へのアンケートの実施

- (1) 一般来場者及びインターネット視聴者へのアンケートについて、収集する仕組みを設けること。特に、一般来場者からの回収率は9割以上を目指すよう留意すること。
- (2) 出演者、出展者、ボランティア等へのアンケートについては、全員から回収すること。

## (2) 附帯業務

### ア 宣伝・広報

#### (ア) 概要

- i 多くの方に参加（インターネット視聴を含む。）してもらうための効果的な広報を実施すること。
- ii (イ)に示すポスター、チラシの作成枚数は、その他の広報媒体との組合せ等により、効果的な宣伝方法とするために適宜変更して提案して構わないこと。

#### (イ) 媒体・方法

##### i キャッチコピーの提案

「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」のキャッチコピー（愛称）を提案すること。

##### ii ポスターの作成・配付

一般来場者への参加呼びかけ用（A2判、カラー、片面、500枚程度）

##### iii チラシの作成・配付

(i) 出演者・出展者等確保用（HP等の掲載を前提としたデータを作成し必要に応じて印刷、仕様はA4判、カラー、両面）

(ii) 一般来場者への参加呼びかけ用（A4判、カラー、両面、3,000枚程度）

(iii) 当日来場者配布用（仕様は任意、400部程度）

##### iv ホームページ等（SNS配信含む。）の作成、運用、管理

(i) シンプルかつ直観的な操作で必要な情報を得られるとともに、動画配信やソーシャルネットワーク・サービス（以下「SNS」という。）に対応したウェブサイトとして、閲覧者のニーズに合ったコンテンツの効果的な情報発信及びページの更新を行うこと。

(主な内容)

- ・ 「いわてネクストジェネレーションフォーラム2026」実施内容の周知
- ・ 出演者、出展者、企業等協賛、その他応援メッセージ等の募集
- ・ 各出演者・出展者の活動状況などイベント当日に向けて盛り上がり資する情報の発信
- ・ イベント当日のインターネット配信
- ・ 開催結果（ダイジェスト版）動画の配信

(ii) ホームページは、契約後速やかに令和7年度に開設したホームページデータを県から引き継いで管理・運用を開始し、岩手県公式ホームページにリンクさせること。また、内容を適切な時期に追加するなどの更新を行うこと。

(参考) 令和7年度に開設したホームページ「<http://iwatenextgene.com/>」

(iii) 日及び月単位で、ユニークユーザー数及び各構成ページのページビューを集計する機能を継続して利用すること。

(iv) 若者が気軽に情報を入手し、情報交換できるよう、スマートフォン等にも対応したページ更新を行うとともに、フェイスブック、X、インスタグラム等のSNSのアカウント（フェイスブック、X、インスタグラムのアカウントは令和2年度取得済み）によりリアルタイムでの情報発信を行い、ホームページ内容とリンクさせること。

(v) 開催結果のオンデマンド配信については、YouTube等既存の動画共有サービスにアカウントを取得することで配信することも認めること。

v その他の宣伝・広報媒体

i～ivの内容のほか、予算の範囲内で、新聞・広告掲載、ラジオCM、プロモーションビデオなどの媒体の活用及びその組合せにより、効果的な宣伝・広報を行う方法を提案すること。

vi 知的財産権の帰属等

(i) 本調達に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法昭和45年法律第48号第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、県から受託者に本調達に係る費用の支払いが完了したとき、受託者から県に移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

(ii) パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。

(iii) 受託者は、本調達の成果物に係る著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

(iv) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。

(v) システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

vii 機密保持

(i) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ・ 県から取得した時点で既に公知であるもの
- ・ 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ・ 法令等に基づき開示されるもの
- ・ 県から秘密でないと指定されたもの
- ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの

(ii) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。

(iii) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

(iv) 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。

## イ 企業等への協力依頼

(ア) 県と連携し、事業の趣旨に理解を得られた学校、企業等に、人員、物資、場所等の協力を求めること。

(イ) 県と連携し、企業等からの協力を得て、受託者において集客力及びインターネット視聴者数を高める効果的なイベント運営に活用すること（活用内容については、県と協議すること。）。

（協賛の一例）

- ・ 会場のスペースを活用した展示
- ・ 企業等が有する専門的知識・技術を活かした講義やワークショップ等の実施

## ウ イベントとしての一体感を高めるための企画

会場間及び各催しの回遊性を高めることや、インターネットの視聴者も各会場の催しが視聴できる、ブース出展者もステージイベントが視聴できるなど、イベントとしての一体感を高める企画を提案し実施すること。

### 【留意事項】

#### 1 宣伝・広報

- (1) 会場や発表内容（オンライン発表、展示等）の別に関わらず、集客や多くのインターネット視聴者の参加を図るため、事前広報について具体的かつ効果的で多くの方に興味を持ってもらえるものとなるよう特に注力すること。
- (2) 掲示等の効果が期待できる施設等に送付して周知を依頼すること（チラシ等のデータを含む）。
- (3) 県が保有している公開可能な情報は提供するが、必要に応じて不足資料の収集や内容確認等も業務に含むものとする。
- (4) ホームページのデータについて、県へのデータ提供等、次年度に使用するための作業を実施すること。

#### 2 イベントとしての一体感を高めるための企画

##### (1) 共通事項

- ア 会場や発表内容（オンライン発表、展示等）の別に関わらず、集客や多くのインターネット視聴者の参加を図るための案内・誘導となるよう注力すること。
- イ 企画の提案に当たり、同時期に開催される催しと連携を図ること。
- ウ 複数の提案を組み合わせてもよいこと。
- エ 受託者が企画・提案してオンライン発表や展示等の発表を実施することができること。

##### (2) 若者活躍支援のイベントとしての一体感を高めるための企画

- ア 業務仕様書2(4)から(5)に掲げるイベントについて、一体感を醸成する内容を企画・実施すること。
- イ 県が実施する若者活躍支援イベント（「いわて若者カフェ」連携交流ミーティング等）の受託事業者（(特非)いわて連携復興センター（TEL0197-72-6200））と連携し、一体的に実施すること。

## 4 成果品

成果品について、次のとおり作成し、県に提出する。

### (1) 内容

#### ア 実施報告書

- (ア) カラー5部を提出すること。
- (イ) 本仕様書の内容に従い事業を実施し完了したことを、次の内容を含めて作成すること。
  - i 全ての催事（オンライン発表、ブース出展においては全ての出演・出展団体分）の概要を撮影したカラー写真を掲載すること。
  - ii 次年度以降の開催の参考とするための、一般来場者、出演者、出展者、インターネット視聴者、ボランティア等へのアンケート実施結果、クロス集計等による分析結果を掲載すること。
  - iii 講演・パネルディスカッション等については、発言内容の全文を掲載すること。
  - iv カラー印刷の元データ及び掲載写真のデータを、USBメモリ又はDVD等により提出すること。

#### イ インターネット用動画ファイル式（岩手県公式動画チャンネル（YouTube）掲載用）

- (ア) パネルディスカッション、オンライン発表、ブース出展等に係る動画及びダイジェスト版動画を、県ホームページ及びその他インターネットサイトに掲載可能な動画ファイル形式で提出すること。
- (イ) 動画ファイルの加工・編集・形式・容量及び納品方法については、県と調整すること。（岩手県公式動画チャンネル「いわてネクストジェネレーションフォーラム2025」動画を参照のこと。）

### (2) 納入場所

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

住所：〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁11階

電話：019-629-5336

### (3) その他

- ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。
- イ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項について県に文書で協議し、了承を得なければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後においても同様の扱いとする。

### (5) 個人情報の保護

- 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、以下の内容を遵守しなければならない。
- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、委託者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないよう、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

## 6 その他

(1) 本事業の執行に当たっては、随時、委託者と協議を行うこと。

(2) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。